

平成22年度短期外国出張者報告書簡

氏 名 絹 川 泰 毅 (宮川最高裁判事随行)	所属庁・官職 広島高等裁判所 判事	出張先 カナダ アメリカ合衆国
提 出 書 面 平成22年10月27日付け報告書簡		
キーワード欄		
・ I B A年次総会		
・ ブリティッシュ・コロンビア州控訴裁判所訪問		
・ ブリティッシュ・コロンビア大学訪問		
・ ワシントン州控訴裁判所訪問		
・ ワシントン大学訪問		

平成22年10月27日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

広島高等裁判所判事 絹 川 泰 毅

私は、平成22年10月2日から同月10日まで、宮川光治最高裁判所判事に随行し、カナダ・バンクーバーとアメリカ・シアトルに出張しました。その概要は、次のとおりです。

第1 カナダ・バンクーバー（平成22年10月2日～同月7日）

1 International Bar Association（I B A）の年次総会（Annual Conference）への出席（平成22年10月3日～同月6日）

(1) 受付登録（Registration, 平成22年10月3日午後）

受付登録は、会場のバンクーバー・コンベンション・アンド・エキシビション・センター（バンクーバー・オリンピックのメディアセンターとなった場所）のウエスト地下1階で行われた。登録会場には、各国の法律事務所、出版社、次回開催地であるドバイ等のブースが並んでおり、活発に宣伝活動が行われていた。私が、平成22年10月3日午後、宮川判事の代理を兼ねて、登録に赴いた。受付は、ファスト・トラックの受付とそれ以外の受付に分かれていたが、どちらも空いていて、ファスト・トラック・バウチャーがなくても（注・当職のバウチャーは出発前に届かなかった。）、登録に手間取ることはなかった。事務局としては、基本的に代理による登録は認めていないようであるが、多少の手続を経ることで、代理でも登録をすることはできた。多くの参加者が、ソーシャル・プログラムに参加しているようであり、会場では、同プログラムへの参加を強く勧誘されるなどした。

(2) オープニング・セレモニー（Opening Ceremony）, レセプション

（Welcome Reception, 平成22年10月3日夕）

会場1階の広大なホールにおいて、2000人程度（宮川判事の推定）が参加して、本総会ホスト役であるバンクーバーの弁護士Henri Alvarez氏の挨拶により、開始された。

ア Minister of Justice & Attorney General of Canada (カナダ司法長官)
Robert Douglas Nicholson氏のスピーチ

法曹には、法の支配を確立し、守る責任がある。その責任は、各国国内だけにとどまるものではなく、国境を越え、法の支配を確立し、守るための協力関係を築くことが必要である。途上国を援助することは、決して教えるというだけではなく、たくさんの学ぶことがあるはずである。法律制度や司法制度の安定性、透明性を確保していくためには、IBAのような活動を活発に行っていくことが必要であり、それにより、全世界で、法の支配が確立され、守られていくことを期待している。

イ カナダ先住民 (First Nations) のLeah George-Wilson氏のお祈り等
(補足説明)

カナダには、多くの先住民グループが存在しているところ、政府として、どのようにしてこれらと共存していくのかが、重要な課題になっている。政府側は、先住民の土着の土地に存在するエネルギー資源を手にする一方で、先住民を保護していきたいという意向を持っているようであるが、他方で、先住民側は、エネルギー資源には興味がないので、放っておいてほしいという意向を持っているようである。双方の利害が共通せず、また、グループの数が極めて多いため、解決が進んでいないのが実情のようである（在バンクーバー日本国総領事館首席領事篠田欣二氏の説明）。

ウ IBA会長Fernando Palaez-Pier氏（ベネズエラ）のスピーチ

今年は、170以上の国々から4500人以上の参加があった。私のIBA会長任期はまもなく終わるが、任期中の出来事を振り返ると、どれも思い出深い出来事ばかりであった。困難なことが多かったが、大変やりが

いのある仕事であり、自分の仕事のトッププライオリティに位置付けられるものであった。近時、不安定な経済情勢の下、社会は、ややもすれば、極端に保守的な対応をしかねない。法曹として、社会が行きすぎた対応になることないように、適切に法律的なアドバイスをするようにしていく必要がある。

エ IBAのLegal Practice Divisionの部会長Hendrik Haag氏（ドイツ）のスピーチ

社会のグローバル化が進む中、法曹として、顧客のニーズに応えるためには、国際的なネットワークを築き、充実させることが必要である。IBAは、そのための大変よい機会である。当部会では、昨今の金融危機を踏まえて、タスクフォースを立ち上げ、金融危機に対する各国の対応のトレンド等をまとめた報告書を作成した。社会全体にとって、また、法曹にとって、金融危機に対する対応は、極めて重要な問題である。この点に関するセッションには、是非多くの法曹に（スペシャリストでなくても）参加してほしい。

オ IBAのPublic and Professional Interest Divisionの部会長Robert A

Stein氏（米国）のスピーチ

法曹には、単に職務をこなしている（Occupation）というのではなく、プロの仕事をしているのだ（Profession）という自覚を持ってもらい、社会への還元という活動をしっかりしてもらいたいと考えている。リーガルエイド等を充実させ、貧富の差によって結果に差が出るような社会を確立するように、当部会としては活動をしていきたい。

カ Keynote SpeakerであるWashington Post誌記者Bob Woodward氏（米国）のスピーチ（注・同氏は、ウォーターゲート事件を始めとする数々のスクープを世に送り出している全米きっての辣腕記者、ベストセラー作家

である。)

歴代大統領（ニクソン大統領以降）やその部下に対する取材を重ねて、数々のスクープを世に送り出してきたが、しっかりとしたジャーナリズムを実現するためには、システマチックに、フォーカスを絞って、取材をしていくことが、必要である。大統領へのインタビューをしっかり行うことはもちろんのこと、大統領の部下である中間管理職クラスに対しても、十分な調査を下に、取材をしっかり行い、事実関係を積み上げていくことが、重要である。ブッシュ大統領に対するインタビューの時間は、3時間半くらいしかもらえなかったが、そのために500問もの質問を用意して臨んでいた。また、インタビューに先立って、相手がこれまでどのようなことを述べてきたのかをしっかり調査して読み込み、その真意を把握しておくことが重要である。

話を聞き出すことが重要である点は、記者と法曹との間で、相通じるところがあるが、政府関係者を相手にする記者として、大切なのは、中立的なスタンスをとること、「政策決定の難しさを世に伝えたい」と真剣に思っていることを相手に分からせることなどであろう。

■■■■■■■■■■
などなど

キ パフォーマンス

オープニング・セレモニーの時間は、大きく延長され、ずれ込んでいたが、その後、フルートの演奏の下にモダンダンスのパフォーマンスが行われ、最後は、オープニング・セレモニーの参加者（カナダの若手弁護士であらうか？）も入り交じったダンスで、セレモニーは締めくくられた。

ク レセプション

レセプションは、会場の1階の別の大ホールで行われた（立食形式）。カナダ全国の食材を集めて、数々のパフォーマンスが行われる中、各国法曹が集って、にぎやかに開催された。当日は、日本からの参加者は、別途、鮭釣りに出掛けていたようで、会場には、殆ど日本人がいなかったのが、少し寂しく感じられた。

(3) セッション等（平成22年10月4日～同月6日）

会場では、数多くのセッションやランチ等が行われていた。参加者は、適宜、興味のある各セッションを出入りしている様子であった。当職は、宮川判事の選択に基づき、次の各セッションに参加した。

ア 職業倫理に関する最近の話題（Hot topics in professional ethics, 平成22年10月4日午前）

弁護士と依頼者との間の契約の中に、仮に、利害相反関係が生ずるとしても、実質的な利害相反関係が生じない限り、依頼者は異議を述べないなどという条項が含まれている場合において、現実には、実質的な利害相反関係が生ずるかもしれないという状況が生じたとき、当該弁護士として、どのように行動すべきかが議論された。会場内で、小グループに分かれ、短時間の意見交換が行われた。当職も、宮川判事のご経験に基づくお話しをお聞きした上で、意見交換に参加した。上記のような条項等が含まれてい

る以上、当該弁護士において、実質的な利害相反関係が生ずることを防ぐように努力すれば足りるという意見と、上記のような条項等が含まれていても、依頼者の利益が害されるおそれがある以上、改めて、依頼者に対して、状況を説明して意思確認をする必要があるという意見に、大きく二分された（米国内でも、州によって、考え方が異なるとの報告もあった。）。

韓国の実情についての報告もあった。韓国では、五大法律事務所が韓国の大企業の顧問を取り合う形になっており、利害相反が容易に生じてしまう状況が生じているので、多くの事務所で、セクションごとにチャイニーズ・ウォール（情報障壁）をもうける形で対応しているなどということであった。

弁護士が、弁護過誤保険に加入すべきであるか否かも話題となった。欧州では、最近では、公益を実現するためには（注・弁護過誤が救済されないこと、社会全体の信頼を得られないし、弁護士全体の評価が下がることになる。）、弁護過誤保険の加入が必要であるとして、強制される傾向にある。他方、米国では、弁護過誤保険の加入までは強制されないが、当該保険に加入しているか否かの開示を強制する傾向が広がりつつあるとのことである。もともと、米国は、連邦制であるため、国家全体でどのようにしているかという発想が薄く、開示が強制されている州は、全体の半分程度にとどまっているようである。米国では、少人数事務所では保険料が高くなることもあり、弁護過誤保険の加入率が低い状況にあるが、顧客の利益（社会全体の信頼）を考えると、米国の現状には問題があるのではないかという意見が出された。

イ 金融危機に対する新たな法律的な対応策（The legal and regulatory challenges for a new approach to financial institution resolution regimes, 平成22年10月5日午前）

リーマンショック以降、いかに迅速に、社会的損失を最小化し、公平に、

金融危機に対する対応を図るかが、国際的に重要な問題になっている。現在の法制下でも、既存の法律や、契約に基づいて、優先債権を普通株に変換させるなどして、再生的な手続を進めていくことは行われ得るが、金融機関に関しては、迅速性に欠け、的確な対応ができない面がある。可能な限り週末という短期間の間に、信用に値する財産開示を行い、優先債権の普通株への転換等を強力に（強制的に）進めることで資本増強を図り、処理の中心となるべき人物を除いて経営陣を一新し、返済計画を建てて公表していくようなことが、望まれるところである。

これまでは、政府の管理下に置き、政府が資本増強を行うという方策が執られてきたが、この手法では、社会的損失が大きく、適切ではないであろう。

新たな方策は、公平性に加え、迅速性が求められるため、極めて難しい面があるが、各国で協力して実現していく必要がある。

ウ 人権の時代における国際的な正義の実現 (International justice in a human rights era: the application of human rights law in domestic courts, 平成22年10月5日午前)

各国で、テロ対策のため、様々な方策が執られているが、法律等の裏付けを欠く機関によって、過剰な措置が執られることも散見される。テロ対策という大儀があつたとしても、令状主義や弁明の機会の付与等といった基本的な法律上の要求は満たされるべきであり、人権侵害を最低限に抑えていく必要がある。人権保障のためには、裁判所の役割が極めて重要である。これは、1国だけの問題ではない。各国の裁判所が協力して、国際的な人権保障を図っていくことが必要であろう。

条約をどのように位置付けていくのか（条約が各国の法制上どのように位置付けられるか）は、国により様々であるが、仮に、条約が憲法よりも下位に位置付けられる国においても、条約の内容や外国での当該条約に関

わる裁判例は、解釈の指針となるので、結果的に、どの国においても、当該条約に沿った人権保障が図られる傾向がある。もともと、一部の地域では、なお条約に無関心で、人権保障が図られていないところがあるのも現実である。今後は、各国とも、ますます条約への関心を高めて、国際的な規模での人権保障を図っていくことが必要であろう。

エ アジア・パシフィック地域フォーラム・ランチ（平成22年10月5日午後）

広いホールに8～9人掛けの円卓が20～30卓が配置されており、着席形式でのランチが開かれた。私の着席した円卓には、台湾（Chun-Yih Cheng氏）、韓国（Julia Jiyeon Yu氏）、米国（David S. Robinson氏）、ブラジル（Sao Paulo氏）、スイス（Jean Jacques Ah Choon氏）、中国（Eric C. Emerson氏）、南アフリカ（Louis van Wyk氏）、カナダ（Christopher Murray氏）で働いている各弁護士が着席した。日本に住んでいたことのある方や、日本に仕事で来たことのある方が多く、日本、台湾の司法制度改革の状況等や米国での陪審制の状況等について、1時間強にわたり、気軽な話ができ、日本の司法制度改革の状況についての海外の捉え方の一端が分かり大変興味深かった。

オ リーガルエイドの将来（The future of legal aid: and justice for all, 平

成22年10月6日午前）

リーガルエイドが現在どれほど深刻な状況にあるのか、法曹としてそれに対してどういう方策が執れるのか、ボランティア活動とリーガルエイドの役割分担はどのようにあるべきかなどが、議論された。

(ア) カナダの実情

カナダでは、景気低迷のため、リーガルエイドの予算が削減され、本人訴訟が増加している。そのため、本来であれば、勝訴すべき事案につ

いて、敗訴してしまうような事例も生じている。裁判官としてある程度の配慮は行っているが、そのような配慮は公平の観点からは限界がある。カナダの弁護士会としては、ボランティア活動の促進を図っており、仕事全体の3%をボランティア活動に割くように推奨している。このような活動は、貧困層に司法へのアクセスを拡充するものであり、大変重要な活動と考えている。ただし、ボランティア活動は、リーガルエイドを代替し得るようなものではない。カナダの弁護士会としては、政府に対して、リーガルエイドの拡充を強く求めている。パブリック・ヒアリング等を通じて、カナダ全体として、どのようなことができるのかをしっかりと議論していきたい。少なくとも、予算を増やすこと、対象範囲を拡大すること、的確な付与の基準を定めることなどが重要であろう。また、カナダの弁護士会としては、国際的にもリーガルエイドが充実するように活動していきたいと考えている。

(イ) フランスの実情

フランスは、リーガルエイドの対象範囲は諸外国に比べて広いと思うが、やはり景気低迷の影響で、予算が削減されつつある。全体として金額が少ない。例えば、身柄拘束された被疑者に対する法律援助等は重要であるのに、極めてその金額は少ない。リーガルエイドに代えて保険で対応する方策、新たに賭博等に課税することによりリーガルエイドの財源を確保する方策、政府に強く訴えかけるためにストライキを実施すること等、様々な方法を模索して、司法へのアクセス拡充を働きかけたい。

(ウ) 日本の実情

2006年に公的団体（日本司法支援センター）が設立され、捜査段階にもリーガルエイドが付されるようになってきている。しかし、国民に余り知られていないこと、予算が限られていること、返済を必要とす

ること、対象分野が限られていることなどから、まだ問題が多い。予算については、そもそもその金額が少ないこともあり、これまでは減らされていないが、来年度は予算が一律10%減という政府方針が出されているので、減額を余儀なくされるのではないかと。今後とも、リーガルエイドの拡充を図っていくため、英国での報告にあるように、リーガルエイドを実施した方が、リーガルエイドを実施しないよりも、結果的に、政府の財政上得であるということを、数値的に示していくような活動を行っていきたいと考えている。なお、不良債権を多く抱え始めているのも、日本のリーガルエイドの問題の一つになっている。

2 領事公邸におけるIBA関係者レセプション（平成22年10月5日夕）

バンクーバー郊外の高級住宅街の一角に立つチューダー調の立派な領事公邸において、レセプションが開催された。

同レセプションには、IBAの川村副会長、日弁連高木副会長、小原望弁護士、日弁連外山国際室長等の日本の弁護士、特許庁の深沢正志情報セキュリティ技術担当室長等のほか、カナダ、ホンコン、フランス、ハイチ、アメリカ等各国の弁護士等、合計約50名が参加し、立食形式のパーティーが開催された。カナダ産の松茸ごはん等が振る舞われた。

3 ブリティッシュ・コロンビア州控訴裁判所（The British Columbia Court of

Appeal）訪問（平成22年10月4日午後）

(1) ブリティッシュ・コロンビア州控訴裁判所長官Lance Finch氏（同裁判所 Court's Law Officer Greg Pun氏、篠田欣二主席領事同席）の説明

州控訴裁判所の裁判官の任期は、1957年までは終身であったが、高齢になっても続ける裁判官がおり、裁判事務に悪影響が生じかねない状況があったことから、75歳定年とされた。

10年以上の経験を有する弁護士（現実には、15年～20年程度の経験

を有する弁護士がほとんど）又は大学の法学教育に携わった教授が、裁判官になることができる。応募した候補者は、まず、オタワにある機関で、国家安全保障上問題がないか否かのチェックを受けた後、裁判官 1 人、弁護士 3 人、一般市民 3 人で構成される各州の諮問委員会の審査を受ける。同委員会の推薦を受けた候補者の名簿は、連邦司法長官に提出され、連邦司法長官が名簿の候補者の中から裁判官を任命する。なお、推薦に当たっては、その推薦理由が記載されることはない。特に、法制化されているわけではないが、慣行として、裁判官の任命がこの名簿に記載された候補者に限定されることにより、司法の独立が確保されているといえる（連邦司法長官が、政治的に偏頗な任命をすることはできない。もっとも、既に郡の裁判官に任命されている者は、この名簿に記載されていなくても、州の裁判官に任命されることがあるとのことである。）。

ブリティッシュ・コロンビア州控訴裁判所には、現在 24 人の裁判官がいるが、そのうち 12 人が女性である。同裁判所では、通常 5～7 人の合議体で裁判を行うが、重要な問題については 9 人の合議体で裁判を行っている。

なお、連邦最高裁判所は、9 人の裁判官で構成されているが、3 人はケベック州出身でなければならないと法制化されており、また、慣行として、3 人はオンタリオ州出身、1 人は太平洋岸、2 人はオンタリオ州以西太平洋岸までの間から選任されている。

カナダは、英語とフランス語の両方が母国語となっているので、裁判官（法曹）としては、両方の言葉が話せることが重要であり、国家として、裁判官に対し、語学のトレーニングプログラムを提供している（もっとも、現実問題としては、英語を母国語とする裁判官が、フランス語の証人尋問を完全に聞きこなすのは難しく、同時通訳を用いるなどして対応している。）。

最近の州控訴裁判所の課題は、本人訴訟の増加と審理期間の長期化である。本人訴訟は、特に家事の分野で増えている。当事者は、法律を分かっている

わけではないし、事案の性質上情緒的になってしまうので、大変審理が難しい。審理期間の長期化は、刑事事件で顕著である。審理に入るまでに、長い順番待ちの状態で、その間、被告人は保釈されてしまうので、誰も審理の促進を望まないという状態が生じてしまっている。

ITの活用も、裁判所にとっては重要と考えている。訴訟記録は膨大なものとなりやすく、また、当事者は、裁判所用に余計なコピーを提出しなければならないので、紙の無駄が生じている。数年前に、重大な殺人事件（ピクトン・ケース）があったが、この事件では、双方弁護士の協力を得て、膨大な記録を電子化することに成功した。また、主張整理の要点を数枚のペーパーにまとめ上げることに成功したため、審理の殆どは、このペーパーを参照することで足りた。なお、ITの活用は、国家全体の問題であるので、技術者を交えて、全国的な議論を行っている。今後とも推進していきたいが、まだ途上の状態にある。

リーガルエイドは、刑事事件以外には、子どもの親権をめぐるような問題にしか付与されておらず、弁護士が、ボランティアとして弁護活動を行うことが多い。重要な刑事事件でも、リーガルエイドからの報酬が余りにも安すぎて、弁護士として、受任が難い状況にある。リーガルエイドについては、その範囲も、金額も、充実させていくことが必要であろう。

(2) 庁舎見学

Court's Law Officer Greg Pun氏の案内の下、庁舎見学をさせてもらった。

庁舎全体は、ガラス張りの近代的な建物で、内部には多くの植物が植えられており、温室のような雰囲気であった（このデザインは、社会にオープンな裁判所であることをアピールするためのものとのことである。）。法廷自体も、ガラス張りの外面に面するなどしており、極めて明るいものであった。

法廷でのやりとりも少しだけ見させてもらったが、裁判官と弁護士との間の法律問題に関する口頭のディスカッションばかりであり、弁護士として、

高度な弁論能力が求められているように感じた。

4 ブリティッシュ・コロンビア大学 (University of British Columbia) 訪問 (平成22年10月6日午後)

- (1) ブリティッシュ・コロンビア大学副学部長David Duff氏の説明 (松井茂記同大学教授, 中田ひろみ判事補 [同大学に留学中], 篠田欣二主席領事同席)

当大学では、これまで200人の学生を抱えていたが、校舎改築中に伴い学生を減らしたため、現在は180人の学生を抱えている。昨年度は、2300人もの受験生がいた (通常は、1700人程度の受験生であり、昨年度は、オリンピック等の影響があったと思われるとのこと。)。多くの学生は、成績によって選ばれるが、学部側が裁量によって選べる20人の枠などもある。優秀な実務家を養成するために、理由付けの技術、調査の技術、文章力等の向上に重点を置いている。

優秀な教授陣を確保するのは、給源が限られており、難しい問題である。報酬が重要であるが、カナダの現状は、初任給で、米国よりも低く、英国や豪州よりも高い状況にある。住宅などの付加価値を付けていくなどの努力が必要と考えている。なお、教育水準を保つためには、もう少し、教授の数を増やしたいと考えている (学生と教授の比率を引き上げたいとのこと)。

学生達には、当初、必須科目である契約法や不法行為法等の基本的な実体法を学ばせるが、その後は、外国法や比較法等を学ばせるとともに、実務家にとって不可欠となる証拠法、行政法、租税法等を学ばせている。

クリニックは、学内のものと学外のものとがあるが、先住民族への法律援助であるとか、法学部生によるリーガルエイドプランであるとか、調停であるとか、模擬裁判であるとか、様々なものがあり、学生には、1学期をこれに充ててもらっている。

当大学にとっては、国際化も重要な課題であり、諸外国の大学との学生等

の交換留学制度等の充実を図っているし、学生には、積極的に海外に出ることを勧めている。

正確な統計データはないが、卒業生のうち90%以上は就職していると思う。弁護士事務所に勤める者が最も多いが、裁判所の職員になったり、政府機関に勤めたりする者もいる。弁護士事務所に勤務した後、企業内弁護士になる者も少なくない。就学の途中でドロップアウトする学生は極めて少なく、いるとしても、金銭的な問題からやむを得ず、退学する学生である。当大学の学生は、皆強い動機を持って大学に入っているし、よい弁護士事務所に入るために必至に勉強している。

カナダには国家による司法試験はないが、その代わり弁護士会による試験がある。この試験に落ちる学生も殆どいない（少なくとも再試では合格している。）。これまで説明したように、当大学には、よい学生が集まり、よく勉強しているので、高い質の法曹を養成できていると信じている。

(2) アジア法セミナーにおける宮川判事の講義（松井茂記教授が担当する授業、中田ひろみ判事補同席）

事前に学生らから質問をもらっていた項目を中心に、1時間25分にわたり、宮川判事から、学生らに対し、日本の裁判制度等についての講義が行われた。学生らは、皆興味をもって、真剣に宮川判事の講義を聞いていた。

(3) その他

中田ひろみ判事補の案内で、大学内の新渡戸庭園、人類学博物館、ローズガーデン、法学部図書館等を視察した。

第2 アメリカ・シアトル（平成22年10月7日～同月9日）

1 ワシントン州控訴裁判所（Washington Court of Appeals）訪問（平成22年10月8日午前）・同裁判所所長Stephen J.Dwyer氏の説明（河野一郎判事補〔ワシントン大学留学中〕、浦林紳二主席領事同席）

ワシントン州は、3つの管轄に分かれており、シアトルには10人の判事が

いる。シアトルは商業の中心であるので、民事事件が多いのが特徴である。判事になるためには、最低5年間の弁護士経験が必要である。判事10人のうち、8人を州知事が選び、2人が選挙で選ばれる。州知事がどのようにして8人を選ぶのかは裁量にゆだねられており、諮問委員会等を経なければならないというわけではない。従って、判事の任命に当たっては、政治的思想により左右されるということができる。しかし、いったん判事に任命されれば、その後政治的思想によって解任されるなどということはない。

最近では、年間4000件程度の事件を受理しているが、3000件が第1審裁判所からの控訴事件で、残りの1100件が受刑者らからの訴願等である。年間3500件が終局に至っている。控訴事件の中でも、例えば、死刑事件に対する控訴のようなものは、控訴裁判所を通り越して、上告審で争われることになる。上記3500件すべてに詳細な理由が付されるわけではなく、そのうち詳細な理由を付するのは、800～900件というところであろうか。

事件の特徴としては、近年コンドミニアムの建築が相次いだことから、その瑕疵等をめぐる事件が多く係属するようになってきていることであろうか。コンドミニウムは、権利関係が複雑で、困難な事件が多いので、皆苦労している。

審理期間は、規則上は180日以内等と定められているが、実際には、殆どの事件が400日以上を要している。

州控訴裁判所では、判決に反対意見を書くことができるが、時間を掛けて合議を繰り返し、なるべく全員一致の結論に至るように努力をしている。5年間のうち2、3件ほどの反対意見を書いたにすぎない [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]。

上告事件は、年間100件ほどであるが、そのうち85件は、控訴裁判所の判断に不服を述べるものであり、そのうち15件は、控訴裁判所を通り越して、上告審で争われる事件である。

頭が痛い問題は、予算の削減である。人件費が削られるなどしたために、人手不足が生じ、第1審から控訴審へ記録が送付される期間が、1か月以上延びるなどしている。予算の問題は、下級裁ほど深刻で、下級裁の裁判官や職員は大変多忙な状態にある。

控訴裁判所でも、コートク拉克を採用しているが、最近の不景気のおかげで、通常は、ワシントン州の控訴裁判所には応募がないような優秀な学生（ハーバード大卒等）の応募が出てきている。当裁判所としては、大変優秀な人材を確保でき、ありがたいことだと思っている。

米国では、連邦、州及び郡ごとに、別々の予算で、別々に裁判所を運営しているため、裁判制度が統一的で秩序立ったものとなっていないという問題がある。これは、統一的な制度が確立している日本との大きな違いであろう。

2 ワシントン大学 (Univesity of Washington) 訪問 (平成22年10月8日午後)

- (1) 前法学部長Roland L. Hjorth氏の説明 (Veronica L. Taylor氏, Deborah Maranville氏, Dongsheng Zang氏, Jon Eddy氏, Thomas R. Andrews氏, Mary A. Hotchkiss氏, Yong-Sung Jonathan Kang氏, [REDACTED] 氏の各教授ら, 河野一郎判事補〔ワシントン大学留学中〕, 浦林紳二主席領事同席)

大学として心がけているのは、単に能力が高く勤勉な弁護士を養成するというだけではなく、職業倫理のしっかりした弁護士を養成することである。依頼者の利益に忠実で、その秘密をしっかり守るような弁護士を養成したいと考えている。また、公益のために尽くし、司法アクセスにおいて、貧富の差を無くすような努力をする弁護士を養成したいと考えている。

ワシントン州では、ハイテク産業が発展しているので、新規事業に絡んだ工学に関連する法分野や、起業家に関連する法分野のプログラムを提供するようにしている。多様な租税分野のプログラムも提供しているし、これらの

プログラムにおいては、多数の実務家に協力を得ている。また、知財の分野にも大変力を入れているところである。

クリニックは、15ほどのプログラムを用意しており、2年間のうちに、合計して学生の7割程度がクリニックを履修している。クリニックは学生に人気があるが、実務家になる上で大変有益なものと考えている。

学生のうち9割は司法試験に合格し、7～9割が就職していると思う。米国には、200ものロースクールが存在し、就職率は様々である（イエール大学のように100%のところもあれば、50%程度のようなところもある。）。

クリニック以外にも優秀な実務家になるためには、やはりWriting等、実務家としてベーシックなスキルを身につけることが重要であり、これらの典型的なプログラムについても充実を図っているところである。

当大学としては、1964年にアジア法センター（Asia Law Center）を設立し、日本法に注目を当てて研究を開始し、その後視野を広め、韓国の法、中国法、アフガニスタン法等も研究をしているところであるが、ワシントン州と日本との間には強い絆があるし、多様な人材交流も行われているのであるから、これからも、日本との関係については、最も重点を置いて行きたいと考えている。

(2) 同大学法学部教授Veronica L. Taylor氏と学生との昼食会（河野一郎判事補同席）

宮川判事から日本の司法制度について簡単な説明が行われた上で、学生らとの間で、ディスカッションが行われた。日本の最高裁判所が国際的な潮流を踏まえた判断を行ってきているのか、これからそのようなことが行われるのかなどが話題に上がった。

3 その他

在シアトル日本国総領事館太田清和総領事と夕食を囲んで、日本の司法制度

等について議論する機会があった。

第3 最後に

今回のカナダ、アメリカへの出張は、大変貴重な経験であった。

何とか出張を終えることができたのは、秘書課の皆様、在バンクーバー日本国総領事館、在シアトル日本国総領事館及び在サンフランシスコ日本国総領事館の皆様が、万全の準備と手配をしてくださったおかげと存じます。

ありがとうございました。

以 上